

計画書(介護人材確保・職場環境改善等事業、介護職員等処遇改善加算)
基本情報入力シート

別紙様式2

●はじめに本シート(基本情報入力シート)の黄色セルに入力することで、申請対象となる事業所等に関する基本的な情報が、各シートに自動的に転記されます。

【重要】

①本計画書は、介護保険事業費補助金(介護人材確保・職場環境改善等事業)(以下「補助金」という。)及び介護職員等処遇改善加算(以下「処遇改善加算」という。)の共通様式です。

②処遇改善加算を申請する場合は、各事業所の指定権者に別紙様式2-1、2-2を、補助金を申請する場合は、各事業所の所在する都道府県に別紙様式2-3、2-4を、それぞれ提出してください。その際、補助金の申請事務を都道府県が外部委託している場合もございますので、必ず都道府県のホームページをご確認ください。

●自動転記の仕組みを活用するため、下記の作業フローに基づき、シートを完成させてください。

本計画書を用いて、処遇改善加算のみの申請を行う場合、別紙様式2-3及び2-4の入力は不要です。

●本計画書は、提出先ごとに個票の内容を変えずに提出することが可能です。

処遇改善加算を申請する際は、「提出の目的」を「加算様式を指定権者に提出」とし、「加算様式の提出先」に記入した上で、指定権者に別紙様式2-1、2-2を提出してください。

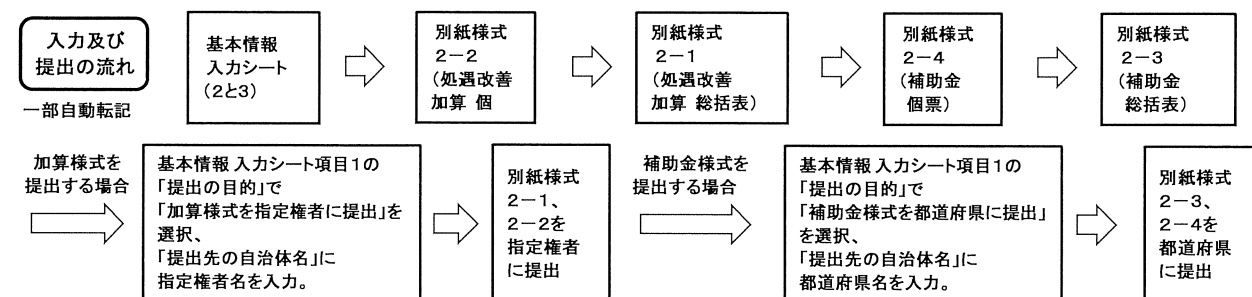
その際、様式2-3、2-4は自動的にグレイアウトされるようになっていますので、シートの削除は不要です。

●その後、補助金を申請する際は、「提出の目的」を「補助金様式を都道府県に提出」とし、「補助金様式の提出先」に記入した上で、都道府県に別紙様式2-3、2-4を提出してください。

この場合も同様に、その他の様式シート(別紙様式2-1、2-2)の削除は不要です。

●「提出先の自治体名」を記入すると、別紙2-1から2-4までの「提出先」欄も、自動で更新されます。

提出先が正しく記入されていることを必ずご確認ください。



1 提出の目的と提出先の自治体名

提出の目的	加算様式を指定権者に提出	
提出先の自治体名	加算様式の提出先(例: ○○県、 ○○市、○○町、○○広域連合)	補助金様式の提出先(例: ○○県)
	山形県・酒田市	山形県

※上記「入力の流れ」に沿って必要事項を入力した後に、「提出の目的」を選択し、提出先の自治体名を選択・記載してください。

加算と補助金両方を申請する場合、「加算様式を自治体に提出」を選択し、加算様式の提出先を記載した媒体と

「補助金様式を都道府県に提出」を選択し、補助金様式の提出先を記載した媒体をそれぞれ作成してください。

審査事務の円滑化のため、選択していない様式は、グレイアウトされるようになっています。

再度全ての様式を確認したい場合は、「提出の目的」で空欄を選択してください。

2 基本情報

下表に必要事項を入力してください。記入内容が各様式に反映されます。

法人名	フリガナ	シャカイフクシホウジン ショウカクカイ		
	名称	社会福祉法人 正党会		
法人住所	〒	998	-	0111
	住所1(番地・住居番号まで)	酒田市黒森字葎葉山54番10		
	住所2(建物名等)			
法人代表者	職名	理事長		
	氏名	池田 美千代		
法人番号		2390005002868		
書類作成担当者	フリガナ	ホンマ エツコ		
	氏名	本間 悦子		
連絡先	電話番号	0234-92-3355		
	E-mail	soumu@syokaku.lc.com		

3 補助金及び処遇改善加算の対象事業所に関する情報

下表に必要事項を入力してください。記入内容が別紙様式2-2及び別紙様式2-4に反映されます。

※「一月あたり介護報酬総単位数[単位]」は、一月あたり介護報酬総単位数として見込まれる単位数を、前年7月から12月までの6か月間の介護報酬総単位数(処遇改善加算等の各種加算減算を含む。)を6で除するなどの適切な方法によって推計し、事業所ごとに記載してください。

また、「月あたり処遇改善加算の加算単位数[単位]」は、前年7月から12月までの処遇改善加算の単位数の合計を6で除するなどの方法によって推計し、事業所ごとに記載してください。

なお、令和7年度に事業拡大等に伴う単位数の増減が見込まれる場合には、加算についての適切な計画を策定するため、それらの増減の見込を反映させる等の調整を行っても差し支えありません。

※介護予防や短期利用型サービス含め、記入漏れがないことを確認しました。

C

[illegible]

提出先	山形県・酒田市
-----	---------

1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジン ショウカクカイ		
法人名	社会福祉法人 正覚会		
法人所在地	〒	998-0111	
	酒田市黒森字葭葉山54番10		
フリガナ	ホンマ エツコ		
書類作成担当者	本間 悦子		
連絡先	電話番号	0234-92-3355	E-mail soumu@syokaku.lc.com

令和7年度に賃金改善が必要な額と賃金改善の見込額			
① 令和7年度の加算の見込額	a)	74,826,960	円
② 令和6年度の加算額のうち、令和7年度の賃金改善に充てるために繰り越す予定の額	b)	0	円
③ 令和7年度の賃金改善に充てる必要がある加算の見込額(賃金改善が必要な額)(a + b)	c)	74,826,960	円
④ 令和7年度の賃金改善の見込額 (③の額以上となること。介護人材確保・職場環境改善等事業から人件費に充てた額を除く。)	d)	88,519,478	円

【記入上の注意】

- ・介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう、令和6年度分の加算額の全額を令和6年度内の賃金改善に充てることを求めず、介護サービス事業者等の判断により、その一部を令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることを認めている。令和7年度に繰り越す予定の額を(b)に記載すること。また、繰越分は全額令和7年度の賃金改善に充て、期間中に事業所が休廃止した場合には、必ず一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分すること。
- ・(d)には、令和6年度から繰り越分(b)の配分を含め、令和7年度に実施する賃金改善の見込額を計算し、記入すること。
- その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

(1)月額賃金改善要件Ⅰ(処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善)【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

別紙様式2-2「①月額賃金改善要件Ⅰ」の欄から転記				○	
① 令和7年度の処遇改善加算Ⅳ相当の見込額の1/2	24,730,500	円	←	○	
② 令和7年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額 (①の見込額以上となること)	60,679,866	円	←		

【記入上の注意】

- ・ 令和7年4月以降の処遇改善加算の配分方法のうち、基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)で行っている賃金改善の総額を記入してください。

(2)月額賃金改善要件Ⅱ(旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善)【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

※令和7年3月時点で処遇改善加算Ⅴ(1)・(3)・(5)・(6)・(8)・(10)・(11)・(12)・(14)を算定していた事業所のみ

別紙様式2-2「②月額賃金改善要件Ⅱ」の欄から転記		

(3)キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ(任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等)【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

別紙様式2-2「③・④キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)

○

(4)キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)【処遇改善加算Ⅰ～Ⅲ】

別紙様式2-2「⑤キャリアパス要件Ⅲ」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)

○

(5)キャリアパス要件Ⅳ(改善後の賃金要件)【処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ】

別紙様式2-2「⑥キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記

×

⇒上記に「×」が付いた場合、この欄に記入すること

○

「改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由

- ☐
- 小規模事業所等で職員間の賃金バランスに配慮が必要のため。
- ☒
- 職員全体の賃金水準が低い、地域の賃金水準が低い等の理由により、直ちに年額440万円まで賃金を引き上げることが困難であるため。
- ☐
- 年額440万円の賃金改善を行うに当たり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。
- ☐
- その他()

(6)キャリアパス要件Ⅴ(介護福祉士等の配置要件)【処遇改善加算Ⅰ】

別紙様式2-2「⑦キャリアパス要件Ⅴ」の欄から転記

○

【7】職場環境等要件【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

介護人材確保・職場環境改善等補助金の要件を満たしており、補助金を申請予定又は申請済であるため、令和7年度中の職場環境等要件の適用が猶予される。	
補助金を申請予定でない場合、各加算区分の算定に必要な令和7年度中の職場環境等要件を満たす。 ※こちらを選択する場合には、下記の職場環境等要件の表にチェックをしてください。	○

【処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ】

該当

- ⇒ ・届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)する又は令和7年度中に要件整備を行う誓約をすること(「誓約」)。
・「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに2以上の取組を実施すること。
・「生産性向上のための取組」のうち3以上の取組(うち⑰又は⑱は必須)を実施すること。

【処遇改善加算Ⅲ・Ⅳ】

- ⇒ ・届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)する又は令和7年度中に要件整備を行う誓約をすること(「誓約」)。
・「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上を実施すること。
・「生産性向上のための取組」のうち2以上の取組を実施すること。

区分	内容
入職促進に向けた取組	✓ ①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	✓ ②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	✓ ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築(採用の実績でも可)
	✓ ④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	✓ ⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	✓ ⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	✓ ⑦エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
	✓ ⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	✓ ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	✓ ⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標(例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得)を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている
	✓ ⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている
腰痛を含む心身の健康管理	✓ ⑬業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
	✓ ⑭短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	⑮介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施
	✓ ⑯事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための取組	✓ ⑰厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等)を行っている
	⑱現場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)を実施している
	⑲5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備を行っている
	⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている
	✓ ㉑介護ソフト(記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。)、情報端末(タブレット端末、スマートフォン端末等)の導入
	✓ ㉒介護ロボット(見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等)又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器(ビジネスチャットツール含む)の導入
	㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務(食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等)がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。
やりがい・働きがいの醸成	㉔各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施
	②⑤ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	②⑥地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	✓ ②⑦利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	✓ ②⑧ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

見える化要件【処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ】

- ・ 実施する周知方法について、チェック(✓)すること。なお、令和7年度中の見込みでも差し支えない。

○

ホームページへの掲載	☐	職場環境等要件の28項目のうち、実施する取組項目の「介護サービス情報公表システム」(「事業所の特色」欄)での選択
	☒	職場環境等要件の28項目のうち、実施する取組項目の自社のホームページへの掲載

4 要件を満たすことの確認・証明

- 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認事項		証明する資料の例 (指定権者からの求めに応じて提出)	○
✓	処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。 また、処遇改善加算による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	就業規則、給与規程、給与明細等	
✓	令和7年度に繰り越す予定の額(2 ②)がある場合は、全額、令和7年度の賃金改善に充てます。 期間中に事業所が休廃止した場合には、一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分します。	就業規則、給与規程、給与明細等	
✓	キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲのうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に書面を整備します。	就業規則、給与規程、資質向上のための計画等	
✓	労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—	
✓	労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書	
✓	本計画書の内容及び賃金改善の方法を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書	
✓	指定権者のホームページ等で申請先を確認しており、処遇改善加算の提出先として案内のあった申請先に提出します。	—	

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本様式への虚偽記載のほか、処遇改善加算の請求に関して不正があった場合及び指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

	○
本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いがないこと及び 記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。	
令和 7 年 4 月 10 日 法人名 社会福祉法人 正覚会	
代表者	職名 理事長 氏名 池田 美千代

(確認用) 提出前のチェックリスト

- 以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 賃金改善計画について		
令和7年度に繰り越す予定の額を含む、令和7年度の賃金改善が必要な額以上の賃金改善を行う計画となっていること		○

3 介護職員等処遇改善加算の要件について			
(1)	月額賃金改善要件Ⅰ	処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善を行う計画になっていること	○
(2)	月額賃金改善要件Ⅱ	旧ベースアップ等加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善を行う計画になっていること	
(3)	キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)の両方を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に介護職員の任用要件・賃金体系を定めること及び研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること	○
(4)	キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に昇給の仕組みを整備することを誓約していること	○
(5)	キャリアパス要件Ⅳ	改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となるような計画になっていること。ただし、満たさない場合は、小規模事業所等である等の理由を記載すること	○
(6)	キャリアパス要件Ⅴ	キャリアパス要件Ⅴ(介護福祉士等の配置要件)を満たすこと	○
(7)	職場環境等要件	介護人材確保・職場環境改善等事業を申請予定若しくは申請済である又は各加算区分の算定に必要な要件を満たしていること 情報公表システム等での見える化要件を満たすこと	○

4 要件を満たすことの確認・証明		
・ 必要な項目が全て選択されていること		○
・ 誓約・記名が行われていること		○

別紙様式2-2(処遇改善加算 個票)

法人名 社会福祉法人 正覚会

【記入上の注意】
・オレンジ色 [ピンク色]のセルは必ず入力してください。空欄がある場合は不備となります。

処遇改善加算(見込額)の合計[円] (別紙様式2-1 ①の内数)	74,826,960 円
うち、処遇改善加算Ⅳ相当の1/2(見込額)の合計[円] (別紙様式2-1 ③(X)に転記)	24,730,500 円
うち、新たに増加する旧ペーシング等加算相当の見込額[円] (別紙様式2-1 3②(X)に転記)	0 円

【記入上の注意】
・改善後の賃金が年額440万円以上であることは、処遇改善加算による賃金改善額を含む金額で判断すること。

介護保険 事業所番 号	介護施設 指定種 名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり介 護施設総単位 数（単位） (a)	1単位 相当面積 (㎡) (b)	令和7年3 月時点の算 定区分	加算率	令和7年4月以 降に算定する処遇改 善加算の区分 (c)	算定対象月 (d) ※通常は令和7年4月～令和8年3月	処遇改善加算 の見込額(円) (a×b×c×d)	①月額賃金要件Ⅰ		②月額賃金要件Ⅱ		③④キャリアア ップ要件Ⅰ・Ⅱ	⑤キャリアパス要 件Ⅲ	⑥キャリアパス要 件Ⅳ	⑦キャリアパス要 件Ⅴ
		都道府県	市区町村										月額賃金要件Ⅰを満 たす	新たに増加する 月額賃金要件Ⅱを満 たす						
1	0679800403	山形県	山形市	特別支援事業人 ホームライフア ド事業所	介護老人福祉施設 サービス	1,767,129	10.00	処遇改善加算Ⅰ	14.0%	処遇改善加算Ⅰ	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	29,887,760	処遇改善加算Ⅰを満 たす	月額賃金要件Ⅱを満 たす	任用要件・賃金体 制の整備等、研 修の実施等	昇給の仕組みの整 備等	改善後の賃金要件 (年額440万円以上)を 満たす職員数を記 載	介護福祉士等の記 載要件の状況が分 かる加算の算定状 況		
2	0679800499	山形県	山形市	ライフケア黒森 指定短期入所 介護事業所	短期入所生活介護	327,706	10.00	処遇改善加算Ⅱ	13.6%	処遇改善加算Ⅱ	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	5,348,160	処遇改善加算Ⅱを満 たす	月額賃金要件Ⅱを満 たす				サービス提供体制強化 加算Ⅱ		
3	0679800499	山形県	山形市	ライフケア黒森 指定短期入所 介護事業所	介護予防短期入所 生活介護	4,507	10.00	処遇改善加算Ⅱ	13.6%	処遇改善加算Ⅱ	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	73,560	処遇改善加算Ⅱを満 たす	月額賃金要件Ⅱを満 たす			0	サービス提供体制強化 加算Ⅱ		
4	0679800481	山形県	山形市	ライフケア黒森 指定短期入所 事業所	通所介護	575,885	10.00	処遇改善加算Ⅰ	9.2%	処遇改善加算Ⅰ	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	6,357,720	処遇改善加算Ⅰを満 たす	月額賃金要件Ⅱを満 たす	0	0	0	サービス提供体制強化 加算Ⅰ		
5	0679801133	山形県	山形市	北のかがやき 事業所	通所介護	232,444	10.00	処遇改善加算Ⅰ	9.2%	処遇改善加算Ⅰ	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	2,586,200	処遇改善加算Ⅰを満 たす	月額賃金要件Ⅱを満 たす	0	0	0	サービス提供体制強化 加算Ⅰ		
6	0679801661	山形県	山形市	こまねびの郷浜 中	通所介護	224,658	10.00	処遇改善加算Ⅰ	9.2%	処遇改善加算Ⅰ	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	2,482,440	処遇改善加算Ⅰを満 たす	月額賃金要件Ⅱを満 たす	0	0	0	サービス提供体制強化 加算Ⅰ		
7	0679801752	山形県	山形市	ライフケア黒森 指定短期入所 介護事業所	短期入所生活介護	72,921	10.00	処遇改善加算Ⅰ	14.0%	処遇改善加算Ⅰ	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	1,225,080	処遇改善加算Ⅰを満 たす	月額賃金要件Ⅱを満 たす	0	0	0	サービス提供体制強化 加算Ⅰ		
8	0679801752	山形県	山形市	ライフケア黒森 指定短期入所 介護事業所	介護予防短期入所 生活介護	493	10.00	処遇改善加算Ⅰ	14.0%	処遇改善加算Ⅰ	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	8,280	処遇改善加算Ⅰを満 たす	月額賃金要件Ⅱを満 たす	0	0	0	サービス提供体制強化 加算Ⅰ		
9	0679800986	山形県	酒田市	こまねびの郷 指定対応型通所 介護事業所	認知症対応型通所 介護	140,731	10.00	処遇改善加算Ⅰ	18.1%	処遇改善加算Ⅰ	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	3,056,640	処遇改善加算Ⅰを満 たす	月額賃金要件Ⅱを満 たす	0	0	0	サービス提供体制強化 加算Ⅰ		
10	0698000198	山形県	山形市	北のかがやき 指定短期入所 介護事業所	介護支援短期入所 生活介護	83,889	10.00	処遇改善加算Ⅰ	14.9%	処遇改善加算Ⅰ	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	1,499,880	処遇改善加算Ⅰを満 たす	月額賃金要件Ⅱを満 たす	0	0	0	サービス提供体制強化 加算Ⅰ		

⑤キャリアパス要件Ⅳについて(令和7年度の算定予定)について)

改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数	4
処遇改善加算Ⅰ・Ⅱの算定を届け出た事業所数 (短期入所・予防・総合事業での重複除く)	8

提出先 山形県・酒田市

[illegible]

令和7年度介護職員等処遇改善加算計画書に基づき、具体的な取り組み内容を以下の通り公表致します。

○ 処遇改善加算による手当

定期昇給、資格手当(パート職員のみ)、夜勤手当(改善後は 3,000 円/回)、賞与(基本給が増額されたことで改善された額、改善前の賞与支給基準から変更され増額された部分)、一時金(定期昇給・資格手当・夜勤手当・賞与にあてた改善額が介護職員処遇改善加算総額よりも少ない場合は 3 月一時金、5 月一時金)、勤続年数手当(パート職員のみ)として支給する。

○ 特定加算による手当

「経験・技能のある介護職員」:「他の介護職員」:「その他の職種」=2:1:0.5 となるように特定処遇改善手当として、月々の給与支払い時に支給する。当年度の支給額は、それぞれ「20,000 円」:「10,000 円」:「5,000 円」とする。

○ ベースアップ加算による手当

介護職員等(常勤換算 1 の場合)に対し、処遇改善支援手当として月額で 5,100 円支給する。

○ 介護職員処遇改善支援補助金による手当

介護職員(常勤換算 1 の場合)に対し、月額で 5,400 円支給する。